



消費者契約法等の改正と 不当寄附勧誘防止法について

消費者庁 消費者政策課寄附勧誘対策室、消費者制度課

はじめに

2022年12月10日に成立した消費者契約法^{およ}及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(令和4年法律第99号。以下、改正法)及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下、不当寄附勧誘防止法)は、ともに同月16日に公布されました。不当寄附勧誘防止法の一部の規定を除き^{*1}、両法は2023年1月5日から施行されています。

本稿では、改正法及び不当寄附勧誘防止法の概要を紹介します^{*2}。

改正法の内容

1. 概要

改正法は、靈感等による知見^{かか}を用いた告知に係る勧誘につき、消費者契約の申込み^{また}又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずるものです。

2. 灵感等による知見を用いた告知に係る勧誘 類型の改正(消費者契約法4条3項6号関係)

消費者契約法(平成12年法律第61号)4条3項

各号は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を規定しており、このうち同項6号^{*3}は、靈感等による知見を用いた告知に係る勧誘を規定しているところ、「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」(座長:河上正二東京大学名誉教授)(以下、検討会)の報告書において、当該勧誘に対する取消権の要件の緩和を検討すべきとされたことも踏まえ、①消費者本人の不利益に関する不安のみならず、親族に関するものも対象とすること、②将来生じる不利益のみならず、現在生じているものも対象とすること、③消費者の不安をあおる場合のみならず、不安を抱えていることに乗じた場合も対象とすることとして、取消しの対象範囲を拡大することとしました。

3. 取消権の行使期間の伸長(消費者契約法7条1項関係)

消費者契約法上の取消権は、追認をすることができる時から「1年間」行わないとき、又は契約締結の時から「5年」を経過したときは時効により消滅するものとされています。検討会の報告書において、灵感等による知見を用いた告知に係る勧誘に対する取消権の行使期間の延長を検討すべきとされたこと等を踏まえ、灵感等による知見を用いた告知に係る勧誘に対する取消権の行使期間については、追認をすることができる時から「3年間」、契約締結の時から「10年」に

*1 借入れ等による資金調達の要求の禁止(5条)、行政措置(2章3節)及び刑罰に係る規定(6章及び附則4条)については、個人や法人等に混同が生じないように施行までに一定の期間を設けることとし、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした(2023年4月1日に施行)。このほか、4条3号及び4号に関する規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)の施行日である2023年6月1日から施行

*2 本稿では、誌面の都合上、改正法及び不当寄附勧誘防止法の各条項の解釈に関する詳細な解説は行っていない

*3 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律による消費者契約法の改正によって、同項8号に繰り下げられる(同改正は2023年6月1日に施行予定)



それぞれ伸長することとしました。

4. 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

独立行政法人国民生活センター法(平成14年法律第123号)を改正し、独立行政法人国民生活センターの業務に、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加するとともに、和解仲介手続及び仲裁の手続について、適正かつ迅速な審理が実現されるように所要の規定を新設しました。さ

らに、独立行政法人国民生活センターが消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができる旨の規定を新設しました。

不当寄附勧誘防止法の内容

1. 概要

法人等^{*4}からの寄附^{*5}の勧誘を受ける個人の権利の保護を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずるものです。

2. 配慮義務(3条関係)

法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等が個人に寄附の勧誘を行うに当たって^{じゆんしゆ}遵守すべき事項についての配慮義務を定めることとしました。

具体的には、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっては、

図1 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(概要)

現在被害を受けておられる方々	今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備
	<p>○消費者契約法(民法の特例・あつせん、ADR、裁判の規範)</p> <p>靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、 そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、 又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。
	<p>取消権の行使期間の伸長</p> <ol style="list-style-type: none"> 追認をすることができるときから3年(現行1年) 契約締結時から10年(現行5年) 現行の取消権について時効が完成していないものにも適用
	<p>○独立行政法人国民生活センター法</p> <p>(独)国民生活センターの役割強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要消費者紛争解決手続(ADR)の迅速化 → 和解仲介・仲裁による救済の強化 事業者名の公表等 → 再発防止等の取組を働きかけ 適格消費者団体への支援、ADR情報の提供(消費者契約法) → 地域における被害の予防・救済の実効性向上

施行日：令和5年1月5日(公布の日から起算して20日を経過した日)

①寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること

②寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること

③寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること

に十分に配慮しなければならない旨が定められています。

3. 禁止行為(4条・5条関係)

法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等による個人に対する寄附の勧誘について、消費者契約法^{*6}4条3項1号から4号まで、6号及び8号の規定内容を踏まえ^{*7}、4条において、禁止行為を規定することとしました。

具体的には、法人等は、寄附の勧誘をするに際し、いずれかの不当勧誘行為(4条各号に掲げる

*4 法人等については、法人に加え、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものが該当(1条参照)

*5 2条において規律の対象となる寄附の定義を設けている

*6 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律による改正後の消費者契約法の規定に基づくもの

*7 不当な勧誘により消費者が困惑して意思表示をした場合の取消権を規定している消費者契約法4条3項各号の規定のうち、寄附の勧誘において問題となると考えられる規定を不当寄附勧誘防止法4条各号の禁止行為とした



行為〔①不退去、②退去妨害、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻^{はたん}を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知〕をいいます)をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとされています。

また、5条においては、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法人等が個人に対し、借入れにより、又は当該個人等が現に居住する建物等若しくは当該個人が営む当該個人やその家族の生活維持に欠くことができない事業用資産を処分することにより、寄附をするための資金の調達を要求することを禁止することとしています。

4. 配慮義務の遵守に係る勧告等(6条)

6条において、配慮義務の実効性を担保する観点から、勧告、公表及び報告徴収という限度での行政措置を定めることとしました。

具体的には、内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができることとし(1項)、法人等がこの勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとしました(2項)。また、内閣総理大臣は、勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができることとしました(3項)。

5. 禁止行為に係る報告、勧告等(7条)

寄附をした者の保護を図るため、4条又は5条に規定する禁止行為を行う法人等に対し、報告徴収、勧告、さらに勧告に従わない法人等に対する命令といった行政措置を可能とすることと

しました。

まず、法人等が本法において禁止の対象となる勧誘等をしている可能性がある場合には、内閣総理大臣が当該法人等に対し、報告徴収を行うことができる旨を規定しています(1項)。

また、内閣総理大臣は、法人等が①不特定又は多数の個人に対して4条又は5条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、かつ、②引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に勧告をすることができる旨を規定しています(2項)。

さらに、内閣総理大臣は、当該勧告を受けた法人等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨を規定しています(3項)。

その上で、内閣総理大臣が命令を行った場合には、その旨を公表しなければならない旨を規定しています(4項)。

なお、仮に法人等が命令に違反した場合は、違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(16条参照)*⁸。

6. 寄附の意思表示の取消し及び取消権の行使期間(8条・9条)

消費者契約法上の不当な勧誘と同様の寄附の勧誘により、消費者契約に該当しない寄附*⁹がされた場合に関し、取消権の規定を設けることで、消費者契約法上の取消権と併せて、漏れなく、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることとしました。

具体的には、8条1項において、法人等が寄附の勧誘をするに際し、4条各号に掲げる行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合を取消しの対象とすることとしました*¹⁰。このほか、2項から4項までにおいて、第三者の保護等の所要の規定

*⁸ 法人等の代表者等が違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人等に罰金刑を科することとされている(18条参照)

*⁹ 消費者契約に該当しないものとして、債務免除や遺贈等による寄附があり得る

*¹⁰ 消費者契約法の取消しの対象となる場合との適用関係を明確にする観点から、寄附が消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示は取消しの対象から除いている



を設けています。

また、9条において、8条1項の規定による取消権に関し、取引の安全の確保を図る要請も考慮しつつ、一定の行使期間を規定しています。具体的には、追認をすることができる時から「1年間」行わないとき、又は寄附の意思表示をした時から「5年」を経過したときのいずれか早い時点と

しています(4条6号に掲げる行為により困惑したことを理由とする取消権については、それぞれ「1年間」を「3年間」、「5年」を「10年」としています)。これらの取消権の行使期間は、不当寄附勧誘防止法が、消費者契約法とあいまって、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とするものであることから、消費者契約法上の取消権の行使期間(前述「改正法の内容」3.を参照)も踏まえたものとしています。

7. 債権者代位権の行使に関する特例(10条)

扶養や扶助を受ける権利の重要性や、法人等が寄附の勧誘に係る禁止行為等に違反した場合には当該法人等を保護する必要性に乏しいこと等に鑑み、扶養や扶助を受ける権利を被保全債権として、本法や消費者契約法に基づく取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権を代位行使することについては、民法の債権者代位権の特則として、被保全債権の期限が到来していることを要しないとしました。

8. その他の規定

法人等の不当な勧誘により寄附をした個人等の実効的な救済を図るため、国に対し、日本司法支援センター(法テラス)と関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備するなどの必要な支援に関する施

図2 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(概要)

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。

＜法人等＞法人又は法人でない社團若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの

【施行期日】令和5年1月5日(公布の日から起算して20日を経過した日)施行。
なお、第4条第3号、第4号及び第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。)、の規定は令和5年6月1日施行。
第5～7条、第10～18条は、公布の日(令和4年12月16日)から起算して1年以内の政令で定める日(令和5年4月1日施行)、施行後2年目起見直し。

新法の主な内容

1. 寄附の勧誘に関する規制等

- 契約による寄附に加え、契約ではない寄附(単独行為)も対象とする【第2条】
- 寄附の勧誘を行うに当たっては寄附者への配慮義務【第3条】
 - ①～③に十分に配慮しなければならない
 - ①自由な意思を押し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする
 - ②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする
 - ③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を説明させるおそれがないようにする
- 寄附の勧誘に際し、不当勧誘行為で寄附者を困惑させることの禁止【第4条】
 - ①不返去、②退去妨害、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乘じ関係の破壊を告知、⑥虚偽等による知見を用いた告知
- 借入れ等による資金調達等の要求の禁止【第5条】
 - 借入れ、又は居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはならない

2. 違反に対する行政措置・罰則

- 配慮義務(第3条)の遵守に係る勧告等【第6条】
 - ・ 個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められ、同様の支障が生ずるおそれが高い場合、法人等に遵守すべき事項を示して勧告
 - ・ 従わなかったときは、公表可能
 - ・ 勧告に必要な限度で、法人等に対し報告を求める
- 禁止行為(第4条・5条)に係る勧告・命令等【第7条】
 - ・ 施行に特に必要な限度で、法人等に対し報告を求める
 - ・ 不特定多数の個人への違反行為が認められ、引き続きするおそれが高い場合、必要な措置をとるよう勧告
 - ・ 措置をとらなかつたときは、命令・公表
- 第7条違反への罰則【第16条～18条】※罰則規定あり
 - 虚偽報告等: 50万円以下の罰金
 - 命令違反: 1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金

3. 寄附の意思表示の取消し ※消費者契約に該当する場合は消費者契約法によって取消し

- 不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消し【第8条】
- 取消権の行使期間(追認できる時から、寄附時から、①～⑤は1年・5年、⑥は3年・10年)【第9条】

4. 債権者代位権の行使に関する特例

- 子や配偶者が婚姻費用・養育費等を保全するための特例【第10条】
 - 被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権(婚姻費用、養育費等)である場合、本法・消費者契約法に基づく寄附(金銭の寄附のみ)の取消権、寄附した金銭の返還請求権について、**履行期が到来していなくても債権者代位権を行使可能にする**(※民法上は、履行期が到来したのみ)

5. 関係機関による支援等

- 不当な勧誘による寄附者等への支援【第11条】
 - 取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、法テラスと関係機関・関係団体等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努める

法律の運用に当たり法人等の活動に**寄附が果たす役割の重要性**に留意し、**債権の自由権**に十分に配慮しなければならない【第12条】

策を講ずるように努めることを求めることが規定されました(11条)。

また、不当寄附勧誘防止法の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性を踏まえつつ、学問の自由、信教の自由等に十分配慮しなければならない旨を規定しています(12条)。これは、特に、学校法人、宗教法人、政治団体については、これらの団体の主要な活動が寄附で成り立っている側面があり、かつ、その活動が憲法上の権利でもある学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関連性を有する側面があることから、寄附一般を広く対象とする本法における行政措置等の運用に当たっては、これらを不当に侵害することがないように配慮が重要と考えられるためです。

おわりに

不当寄附勧誘防止法については、消費者庁において、様々な団体への説明会を必要に応じて実施しているほか、同法及び改正法のチラシの公表、同法に関するQ&A及び逐条解説の公表^{*11}を行うなど、周知・啓発活動に努めてきたところであり、引き続き、こうした活動に取り組みながら、この法律の適切な運用を図ってまいります。

*11 チラシ、Q&A及び逐条解説は、消費者庁のウェブサイトにおいて公表している